

江東区家事育児支援事業（多胎児家庭訪問支援）に係るFAQ

番号	資料名	頁	項目	質問内容	回答内容
1	仕様書	1	5 「委託業務の内容」 (1) 利用受付に関する業務	利用受付に関する業務について、必要な項目（利用者について必要な情報）をご教示ください。	<p>利用者が特定でき、受託者が円滑に訪問支援サービスを提供するために必要最小限の利用者情報をもって利用受付をお願いします。</p> <p>なお、本区では、「江東区多胎児家庭訪問支援事業実施要綱」の別記第1号様式（第6条関係）の「江東区多胎児家庭訪問支援事業利用申請書」にて申請受付をしております。本プロポーザル実施に係るホームページ上に新たに同要綱を追加で掲載いたしますので、ご確認ください。</p>
2	仕様書	2	5 「委託業務の内容」 (2) 訪問支援サービスの提供業務	訪問支援サービスの提供業務について、家事のサービス提供時は、お子さまは保護者に見て頂くという理解で良いのか、または見ながら家事も行うのかご教示ください。	<p>サービス提供内容は、多胎児家庭の安全を十分に配慮した上で、利用者ニーズに沿ったものとなるよう調整をお願いします。</p> <p>例えば、利用者が希望されるサービス内容が、多胎児支援員1名では安全に支援することが困難な場合には、複数の多胎児支援員の訪問が必要となることを利用者に伝えるなど、利用者とは十分に調整をはかってください。</p>
3	仕様書	2	5 委託業務の内容 (2) 訪問支援サービスの提供業務	お預かりできない場合、対象外は他にどのような場合か。保護者の体調不良時やお子さまの体調不良時はどのような扱いになるのかご教示ください。（発熱や、感染症等）	<p>サービス対象外の多胎児家庭は、「江東区多胎児家庭訪問支援事業実施要綱」の第10条の利用の停止のとおりです。</p> <p>本プロポーザル用のホームページ上に新たに同要綱を追加で掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>また、多胎児家庭で体調不良があった場合の取り扱いは仕様書の「9 キャンセル」のとおり取り扱いを想定しています。</p>

江東区家事育児支援事業（多胎児家庭訪問支援）に係るFAQ

番号	資料名	頁	項目	質問内容	回答内容
4	仕様書	3	6 利用条件等 （2）利用上限等 イ 訪問支援サービスの提供業務	利用時間に関して、当日の利用者からの時間変更（短縮）について、短縮部分に関してはキャンセル扱いでよいのかご教示ください。	仕様書上の「9 キャンセル」の取り扱いは、利用者より訪問支援自体がキャンセルとなった場合の取り扱いを想定しております。そのため、当日の利用時間変更（短縮）の申し出があった場合は、原則は、その利用時間にてご対応をお願いいたします。 ただし、左記のような時間変更（短縮）が利用者から繰り返し申し出があるなど、受託者が正常な業務を行う上で支障が発生する場合には、「21 その他」（2）のとおり、本区と受託者との協議の上で対応を決定させていただきます。
5	仕様書	3	6 利用条件等 （3）実費徴収	実費徴収において、移動にかかる交通費の上限はあるのかご教示ください。	特に実費徴収の上限は設けておりませんが、外出時の同行支援の提供内容は、多胎児支援員が提供可能な範囲内で、利用者と十分に調整をお願いいたします。 ただし、交通費の実費徴収は同行支援中に発生した金額のみとし、支援前後の交通費（例：多胎児支援員の自宅から利用者の自宅までの往復の交通費）は徴収しないようお願いいたします。
6	仕様書	4	9 キャンセル	キャンセルについて、いかなる場合もキャンセル扱いでよいのか。例外はあるかご教示くださいませ。	利用者からのキャンセルは原則、仕様書「9 キャンセル」のとおり取り扱うことを想定しております。 ただし、例外にあたるような事例が発生した場合は、「21 その他」（2）のとおり、本区と受託者との協議の上で対応を決定させていただきます。